

## 福井県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時 令和3年2月2日（火）午後2時00分～

2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール

3 出席者

委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、田原大輔、水口  
亜樹、多田照代、

事務局：石田書記長、領家書記長補佐、光谷書記長補佐、松宮書記、山下書記、若山  
書記、西村書記

4 欠席者

委員：橋本恵美、坂口奈美

5 農林水産部水産課長あいさつ（略）

6 議事録署名委員：

7 議事

（1）諮問事項

・いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について

（2）協議事項

・コイヘルペスウイルス病蔓延防止のための委員会指示について

（3）その他

・議事録署名委員指名

原田会長：では、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員  
は、竹原委員、多田委員にお願いいたします。

## ・いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について

原田会長：それでは、議事に入ります。

諮問事項でありますいさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局：それでは、事務局、若山のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。失礼します。

それでは、まず皆様のお手元に資料のほうがあるか、まず確認させてください。

会議次第及び資料1、「いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について」というホチキス止めのものが全部で8ページのつづりが一つ、それから資料1-2、1枚だけのつづりがありまして、こちらが資料1-2、いさざ採捕の現状が1つ。続きまして、資料2、コイヘルペスウイルス病蔓延防止のための委員会指示についてというもの資料No.2と書いたつづりでございます。こちらが5ページホチキス止めしてあります。

以上、お手元にございますでしょうか。

前もって御自宅のほうに送らせていただいた資料と同じ内容ですので、お手元にない方おられましたら。大丈夫ですかね。

それでしたら、説明のほう始めさせていただきます。

では、諮問事項の1、いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について、資料No.1と1-2をお手元に説明させていただきます。

いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について、こちら、1月26日付で福井県知事のほうからいさざ採捕の許可、こちら知事が決めているルールについて改正することになるので、そのためについて諮問機関である内水面漁場管理委員会に意見を求めるという諮問文が1枚目についてございます。

今回のいさざ採捕の許可の取扱方針の改正内容でございますけれども、内容そのものに変更はございません。ただ、令和2年の12月1日、漁業法、こちらが大きく改正されまして、その漁業法の改正化の下、福井県のルールである福井県の漁業調整規則でございます。こちらがもともとは海と川——内水面ですね、これが別々だったものが1つにまとまりました。そのため、いさざ採捕の許可、これについては条文とかが変わってくるということで、言わば経過の改正です。内容ではなくて、形式面についての改正になってございます。

具体的な内容でございますけれども、2ページのほうが完成された一部改正案でございまして、5ページ、こちらが新旧対照表。現行のものが右側、改正後、改正案としてのものが左側でございます。

5ページのほうを見ていただくほうが早いかとは思いますが、まず、福井県、現在知事が定めている内水面の採捕の許可、いさざだけなんですけれども、こち

らのルール、趣旨、位置のところが、先ほど申しましたとおり、旧内水面漁業調整規則に寄っておりましたが、こちらが新しく一本化された漁業調整規則のほうになりますので、こちらの依拠する根拠の例規名及び条文数が赤文字のほうに変わってくるということでございます。

続きまして、3番、漁具漁法および採捕区域——元は「制限」だったものが、「条件」となります。こちらも新しい漁業法の下では、知事等の許可のルールがその中に「制限」という言葉が用いられなくなります。制限と条件とあった言葉が改正法下では「条件」に一まとめりするということで、こちらに合わせて福井県のルールとしても条件という言葉に統一してございます。

4番も採捕許可件数の制限とあるのですが、こちらも単純に採捕許可件数という形になります。

つらつらと附則のほうがついておりますけれども、6ページの最後のところです。今回の改正で根拠例規、それから文言が変わることが一つつけ加えられます。

後ほど説明しますけれども、最後、別表のところにも「制限」または「条件」という書き方がありますので、これをまた「条件」ということに統一させていただきます。

内容でございますけれども、いさざの採捕の許可取扱方針、2ページ目です。こちらが完成版なんですけれども、現行のルールとしては2ページから3ページ、4ページとあるんですが、4ページの別表のところでございます。こちら川ごとに区域等がございまして、それぞれに許可件数が決まっている、そういうものの別表がついてございます。

現在、笙ノ川のところでありますれば、別表の1、上のほう、来迎寺橋とそれから(2)松原橋といったふうに分かれておるんですけども、それぞれに2ページの最初のほうにもあるんですが、(1)の水域だと3件で、(2)のところは1件というふうに定まってございます。

2ページのところに書いてない水域がございます。2ページの4のところにある採捕区域(1)(2)(3)(6)(10)と(11)とありますが、これ以外の採捕区域につきましては、組合の関与していないところがございますので、こちらは一般の方といった形で、件数のほうに条件は定められてございません。

ということで、少し別表の見方が少し分かりにくいかと思いましたので、説明させていただきました。

実際に現在、いさざの採捕の現状がどうなっているのかというのが資料1-2でございます。

今回の諮問事項に直接関わってくることではございませんが、いさざの採捕の現状についてお伝えします。

過去、2011年から2019年のこちら採捕許可を出したら、その後、採捕の実績を上げてくださいということで返ってきたデータでございます。

ちなみに、いさざの採捕の許可、昔ながらの方が多いので大概1升、お酒ですね。1合、1升、1斗、そちらで皆さんかなりの数が送られてくるので、この表の中、少しマイナーですけれども、升単位でございます。1升です。1.8リットル。容積でございます。

こちら、表の中、横線になっているのが報告なしと。私ほうも過去調べてございますけれども、報告が上がってないところが横線バーでございます。

ちなみに、笙ノ川、2018、2019、横線になっておりますが、こちら3年更新ですので、今年の申請のときに3年分まとめてくるということですので、ちょっとこちらのほうはまだ手元にございません。

実績なしでも皆さん送ってくださいますので、実績なしのところはゼロとなってございます。

こちらのように、過去、もう少し遡れば、まだデータはございますが、現状だと笙ノ川が少し増えてきたかなという傾向は見られるかもしれません。

2番目が、いさざ採捕の許可の件数の推移でございます。こちらも例年、同じ方が申請されることが多いんですけども、やはり過去、2011年の頃と比べると、例えば南川のふくろ網だと15件あったものが、今だと8件、半分ぐらいになっているという現状がございます。いさざの漁獲及び採捕の件数についての簡単な説明は以上でございます。

では、いさざの採捕の許可取扱方針改正について、皆さんの御意見をお願いしたいところでございます。よろしくお願いします。

原田会長：説明が終わりました。いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正について、委員の皆様からの御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

田原委員：今事務局から説明あったように、多分、文言だけの今回改定だと思うんですけど、私初めてなので教えていただきたいんですけど、これ、漁具を使って行ういさざ採捕に関しては、組合が指定した組合員じゃないと採捕できないというルールなんですか。

事務局：いえ、それとは異なります。

今、2ページ目の4のところでございます。こちらに笙ノ川、耳川、南川、佐分利川の河川、こちらにつきましては組合長が実際的には組合員の方がやられていることになります。

これ以外にも川がございます。それが4ページの表の中です。例えば小浜にある小さな川すけれども、本所川、杉谷川、飯盛川、勢浜とかあちら辺にあるんですけども、あちらだと一般の方、組合員ではなくても採捕は可能でございます。現に今だと1件、大概杉谷、本所、飯盛だったら大体一、二件の申請が出て

おり、許可を下ろしているところでございます。組合員以外でも2ページの4以外のところでは可能でございます。

田原委員：組合員以外の方の実績とか、そういうものは上がってこない。

事務局：それも含めての1-2でございます。

主要河川にはなっているんですけれども。

例えば資料1-2の小浜市の杉谷川、本所川、飯盛川、こちらも個々人に許可の申請が来まして、許可を下ろし、その後、採捕の結果が個々人から届いた、それをまとめたものでございます。

田原委員：捕る場所が組合の管理下だと組合が一応管理というか。

事務局：そうです。表のところ、2ページの4のところでございますけれども、この区域でございますと組合長が承認したものとなることになるので、基本的には組合員さんとなっております。

田原委員：はい、分かりました。

それともう一つなんですけど、私も地元が小浜なので、南川でふくろ網のいさざ網を七、八年一緒に見てたんですけど、南川の現状だと、要は就労する、捕る人がもうほとんど高齢化してて、新規で入ってきてる人がいないので、実際に、数的には減っていってはいるんですけど、捕る人の数も昔と比べたら相当減っているので、この数が漁獲量だけで出しておいていいのかなというのがCPUEとか、捕る人がどれだけいて、どれだけ捕れてきたというような表し方をしないと、捕るところが少ないところ、努力量が少ないところは当然量は少なくなってくるので、その辺のところをこの量だけだと評価ができないというか。

気になったのは、2ページのところで県内でもいさざレッドデータに入つてて、全国的にもそんな増えてる魚でなくて、むしろ、減少にいってるような魚なので、この許可期間のところで、知事が水産資源の保護培養のために、例えばそうやって判断する。例えば採捕期間を変えると思うんですけど、そのときにどの資料を持って評価をするのかなというのが気になったというか、これだと人数が少ないところはどんどん減っていくので、どんどん減っているように見えちゃうし、その辺りの正確な評価の仕方が知りたいなというところです。

事務局：漁獲の実績ですね。こちら、皆さんに何月何日に捕れたという日ごとのやつも作っておりますので、そちらのほうでまとめさせていただきます。また、折を見てまとめたもの、御参考にお知らせしようと思います。

田原委員：特に南川なんか昔たくさん捕れてたときには、やぐらがそれこそ70、80で、要は捕れるのでみんな参加というか、許可で捕るんですけど、やっぱり捕れなくなると新規で入ってくる人はどんどん減っていくし、そういうような現状なので、さっきの笙ノ川は確かに、今、数、許可が4人でこれだけで動いてるので、そこは増えてるかどうかというあれなんんですけど、何か正確に判断できる資料があつ

たほうがいいなと。こうやって記録は出でてきているので、その辺をもう少し客観的に判断できるものが知りたいです。

原田会長：採捕のいわゆるどれだけ大体期間に捕れたかというような……。

田原委員：期間と、やっぱり捕る人。

原田会長：期間もあるでしょう。その期間に大体1日に平均どれぐらい捕れたらどうなるんですというような、そういうような、いわゆる報告書というか。

田原委員：そうですね。量だけの推移じゃなくて、今言ったように操業日数でどれだけ捕れたとか、そういうふうな評価の数値じゃないと誤った見方をしてくるかなというところを思ったのでコメントしました。

原田会長：今の場合だと、これ、うちらの場合はいさざをする人が8人なら、今、うち8人ですから、8人ぐらいが集まって、県に直接申請しなあかんね。うちの同意書持つていって、その人たちが、いわゆる一つの組合を作つて、いさざ組合というのを作つて申請してるので、その人たちと密に何かないとあかんのかな。

事務局：実績報告は出していただいているんですけども、ただ、あくまでも自己申告では一と書いていただいているものなので、田原先生の御期待するような資源評価につながるほどの基礎データになるかどうかというのは、正直、分からぬかなとは思うんですけど。うちで今保有しているデータについては記述整理をして、また御紹介したいというふうに思っています。

田原委員：はい、お願いします。

ちょっとやっぱり気になるのは、昔からやられている量なんんですけど、全国的に見ても増えてる魚ではないので、このまま捕り続けていくのがどうかなというのが、どこかしらで何かしらの判断というか、そういうのを持ってないと、多分、これ、許可だけは来てどんどんどんどん継続で認められていくと思うんですけど、その辺の何かそういうものを持っておかないとだめかなと思います。

原田会長：ほかにありませんか。

多田委員：私も内容については文言の改正なんでこれでいいと思うんですけど、ちょっと知らないことがあるので、幾つか。

いさざについてんですけど、一般的にもシロウオかシラウオか、両方「いさざ」という名前で呼ばれると思うんですけど、これ、ほとんどハゼ科のほうの種類のことが対象になっているんでしょうか。

それと、すいません、許可期間が1年と3年に分かれているものがあるんですが、これは川の大きさで変えられているのかどうか。

もう一つ、四ツ手網漁ですけど、かなり櫓を組んで結構な構造物だと思うんですけど、河川管理者の許可というのも必要になってくるんですか。その辺を知りたいなと思います。

事務局：まず質問の1つ目ですけれども、こちら、シロウオですね。

多田委員：シロウオ。全部の河川、全部シロウオ。

事務局：シロウオです。はい。

3年と1年ですけれども、4ページの別表1のところ、耳川と多田川が1年となつてございます。こちらの経緯でございますけれども、私のほうでも過去調べたんです。

まず、平成3年に多田川のほうでいさざの遡上が見られた。漁場が形成できるのではないかということで、許可期間、まずは1年としてそれで、言わばトライアル的に許可をしたんですけども、こちらが結局、許可の実績が平成3年と平成4年のみということで、そのまま1年のままになってしまったと。

同じく耳川のほうも1漁期、今1年になっているんですけども、こちらも平成5年、組合のほうからいさざの来遊があったと。こちらも陳情がありまして、許可制の対象にしてほしいということで、こちらもトライアル的な感じで1年間、まずはやってみたと。そのまま継続して、結局、平成14年まで過去の実績はあるんですけども、その1年のまま。ただ、それ以降は確認はできございません。

最後、四ツ手網と、それからふくろ網です。その河川の占用許可についてなんですかね、特に四ツ手網のほうは、多分、皆さん見られたことあると思うんですが、川のところでやぐらみたいの建てるんですけども。これ、基本的には河川の占用許可というのが、私も土木の方とはやり取り、確認はしているんですけど、一般的には必要になると。例えば国の一級河川では難しいかなというのはあるんですけども。ただ、現状、一級河川レベルでござりますと、ちゃんと申請書のほうに占用許可も添付してくださいということがあるんですが、例えば先ほど申しました勢浜とか、ああいった二級河川、そういうものにつきましては県の土木のほうに確認しまして、一時的な占有にすぎない場合というものにつきましては許可是不要だと。もちろん、私とそれから土木の担当者と申請者、三者でお話しして、確認した上で発布してございます。

一般的に、そうですね、四ツ手網のほうが占用許可その他は問題になることが多いんですが、それぞれ対応してございます。よろしいでしょうか。

多田委員：分かりました。ありがとうございます。

原田会長：ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

原田会長：ないようですので、いさざ採捕の許可に関する取扱方針の一部改正に関しましては、内容が適当であるということを県に答申することに御異議ございませんか。ない方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

原田会長：挙手全員です。よって、この原案はこのとおり答申を出していただきます。

・コイヘルペスウイルス病蔓延防止のための委員会指示について

原田会長：それでは次に、コイヘルペスウイルス病蔓延防止のための委員会指示について、事務局から説明を求めます。

事務局：それでは、資料の2のほうでございます。

コイヘルペスウイルス病蔓延防止のための委員会指示について、資料の2のつづりをお手元に御説明させていただきます。

まず、第1です。今回、就任された方も多いということですので、委員会指示についての簡単な概要から説明させていただきます。

資料の1ページでございますけれども、細かい条文までは少し省かせていただきますが、漁業法第120条——120条は海のほうの委員会の条文でして、171条4項でそこが内水面の漁場管理委員会に塗り替えられるんですけれども、それによりますと、第1項「内水面漁場管理委員会は」という一文がございますが、まとめますと四角囲いしている内容のところでございます。漁業法に基づく共同漁業権やその他の漁業権や、漁業許可の制度だけでは局地的であったりとか、突発的な問題に迅速に対応できないことがあるということで、これ、海のほうの海区漁業調整委員会や、こちら、内水面漁場管理委員会に委員会指示という形で、そういった法の間隙を縫うような問題に対処するよう、臨機応変なルールの策定権限が与えられてございます。これは文言上、内容について細かい縛りがないので、かなり広範なルールがつくれることになってございます。

具体的な運用なんすけれども、第8項から第9項、第10項、第11項とあるのですが、四角囲いのところで概要説明させていただきますと、実は委員会指示そのものには法的な強制力、拘束力はなくて、委員会指示を遵守しない者がおりましたら、その者を特定して、内水面委員会のほうから知事のほうに我々が出している委員会指示を守らない人がいるのでそれを守れという命令を出してくださいというふうに知事に申請します。知事がそれを受け、手続を踏んだ上でその対象者に下命して、初めてその命令によって実効性が確保されるものでございます。

この知事の裏づけ命令とよく言われるんですけれども、この知事の裏づけ命令に違反して初めて1年以下の懲役または50万以下の罰金、あとは勾留とか、過料とかがございますが、そういった刑事処分が下ってくるものでございます。

したがって、委員会指示は、法の立てつけ上、知事命令が下命できるような内容とか体制でなければならないということが水産庁の立場でございます。

取りあえず、委員会指示の簡単な概要は以上でございます。

現在、福井県の内水面のほうで発令されている委員会指示についてですけれども、コイヘルペスウイルスのまん延防止に係る委員会指示がございます。こちら、

毎年のように出されているんですが、資料に基づいて読み上げさせていただきます。

2ページ以降でございます。

現在発令されている委員会指示、第2-1号の期間は、去年の4月1日から今年の3月末までの1年間であるので、4月以降の措置について協議願いたいというのが今回の議題でございます。

最初に、福井県のコイヘルペスに関する状況について御説明していきたいと思います。

1番、福井県の状況です。

別添図参照とあるのが、4ページの少し色のついている地図でございます。これを見ながらということでございます。

まず、コイヘルペスウイルスですけれども、平成14年ごろに霞ヶ浦で大発生して、そこから1年レベルで急速に日本国内に蔓延しまして、福井県でも平成16年5月、三方湖で初確認されました。

こちらについて、コイヘルペスウイルスというのは、今のコロナと同じようなものなんですけれども、キャリアとなるコイによって広がっていくものでございますので、そのコイの移動を制限する委員会指示ということが発令されることになりました。それが平成16年5月。まずは範囲を定めて、早瀬川水系で、次にまた九頭竜川水系で、平成17年、こちら、石川県との県境でございますけれども、大聖寺川水系、北潟湖ですね。平成18年に早瀬川水系、九頭竜川水系、大聖寺川水系とまたされてございます。この内容で、現在に至るまで委員会指示によって移動制限を継続されてございます。

なお、県内、コイヘルペスウイルス病、未発生水域というのが嶺南中心でけど、河野川、笙ノ川、耳川、北川、南川、佐分利川各水系となってございます。

ただ、この4ページの地図でいきますと、既発生水域、それから未発生水域、こちら陰性確認水域とありますが、こちらも国のほうの分け方でして、遺伝子検査のほうで本当にウイルスがない、陰性が確認されたものは陰性確認水域と言っていいんですけども、福井県はそういう水系はございませんので、あくまで病気として発生した水域、それと病気の発生が未確認である。未発生であるというところの水域で分けられてございます。

全国の河川・湖沼におけるコイヘルペスウイルスの蔓延状況でございます。こちら、最新のデータでございますけれども、平成31年1月から令和元年の12月までの間では、全国で2河川でまだコイヘルペスウイルスに感染したコイが確認されてございます。

過去にコイヘルペスウイルス病の発生があった河川・湖沼では、まだコイの体にはウイルスはあるんですけども、それに対する抗体、免疫を持っているせ

いで病気としては発生していないということが考えられます。

一方で、依然としてウイルスそのものが入っていない河川・湖沼があると考えられまして、こちらに新たにウイルスが入っていくと、また昔のように大量斃死、その水域で発生する可能性がございます。

これ、全国的な問題ですので、国の対応というものもございます。それが3番です。

平成25年8月1日、国が「コイヘルペス病防疫指針」を作成しております、既発生水域、病気が発生した水域のコイの移動は基本的にだめと。不可ということ。ただし、食用に限って既発生水域の養殖場とか加工場とか、そういうものに対して持ち出しは可能と、限定的な移動は可能となってございます。

ただし、移動に当たっては移動元、移動先の都道府県が移動してよいかということを確認することによって、本病気の蔓延を未然に防止するという手続が必要になってございます。

全国内水面漁場管理委員会連合会、福井県も加盟しておりますけれども、毎年、8月頃に全国の内水面漁場管理委員会の意見をまとめて国の省庁に要望を出すということをしているんですけども、それについて毎年、コイヘルペスウイルスについても国に要望を出してございます。

基本的にコイヘルペスウイルス感染された水域の拡大によって、どうしてもコイ資源の再生、コイの移動ができなくなってしまいますので、コイ資源の再生に向けた取組について国が指導して対応してほしいと。近年蓄積された知見を踏まえて、公共用水域においても放流・移植・持ち出しの制限を解除できる方法に、今制限されているものを解除できるように研究開発を継続的に実施するようにと要望はしてございます。

この要望に応えまして、農林水産省、こちら放流再開に向けたコイヘルペスに対する知見の研究を進めてございます。

ただ一方で、国としてもやはりまだコイヘルペスウイルスの拡散そのものを防ぐ必要はまだあるということで、既発生水域由来のコイの全国的な移動制限のために、全国の内水面漁場管理委員会に対して、このコイヘルペスウイルスの蔓延防止、移動制限の指示を継続するよう要請が来ております。

現在の各都道府県、日本全国ですので、現在、43都道府県で委員会指示が発令されてございます。茨城県、千葉県は平成14年の霞が関の大量発生のとき、委員会指示以外の知事からの要請ということで移動制限がもうできていると。

岡山県の場合は、岡山県全体の水域でコイのコイヘルペスウイルスが確認された。病が発生したということで、こちらも委員会指示とはまた別の形で移動が自粛。

沖縄県についても、委員会指示以外の形で自粛ということになってございます。

今回の福井県の協議、対応としてございますけれども、国の要望等に応えまして、引き続き同じ内容で令和3年度も委員会指示を発令し、移動の制限を継続したいということを要望してございます。

委員会指示の内容というか、概要なんでございますけれども、5ページ目が文言なんですけれども、ただ、少し分かりにくいところがございますので、3ページの6番の表で説明させていただきたいと思います。

まず、委員会指示の概要としましては、まず第一に持ち出し、出口ですね。出でていかないようにするというところがありまして、もう一つが入り口、入ってこないようになるという2つの規制を設けてございます。

まず、持ち出しについて規制の内容でございますが、上の表でございます。知事が告示した水域のコイです。こちら、現在で言いますと早瀬川水系、九頭竜川水系、大聖寺川水系なんですけれども、この水域のコイにつきましては、食用目的であったり、若しくは今三方五湖のほうでやられている同一水系でのフナの増殖ですね。休耕田に引き入れた水の中でコイを育てて、同じ水系の湖に戻す。そういういた同一水系の増殖目的は持ち出しても構わないのですが、それ以外、食用以外、例えば観賞用だったりとか、一般的な増殖なんですね。そういうものについては持ち出してはならない。

ただ、知事告示水域、先ほど言いました水系以外でありましたら持ち出すということは可能でございます。

そしてもう一つの放流のほう、入口のほうについての規制につきましては、コイヘルペスウイルス病が既に発生している水域のコイと、もう一つ、こうしたコイと水を介して同居したコイ、こちらについては同じ水域に入れることは構いませんが、それ以外のところに放流してはだめということになります。それが下の表でございます。

そういういたそれ以外のコイですね。コイヘルペスウイルス病が発生していない水域のコイにつきましては、同一水系であろうが、それ以外の水系であろうが、放流自体は可能という内容でございます。

そういういた内容が5ページの今回の福井県内水面漁場管理委員会指示第3-1号となってございます。

こちらの内容について、今年も昨年度と同じ内容で引き続き発令することを事務局案として提示させていただきますので、御協議のほうよろしくお願ひいたします。

原田会長：事務局案の説明が終わりました。何か御質問ありますか。

これはいつまで続くんやろう。

事務局：これは、毎年8月にやっている要望で、放流再開に向けた研究のほうを国が進めると平成30年度に回答していただいているんですが、その研究の進みぐあいと

いうのがまだ発表されておらず、まだそこまでの研究を確認できてないので、見通しとしては何とも言い難いところです。

原田会長：国はこれ、言うて言いつ放しで、一つも進んどんけ、何で国にこれやっとらんのやろう。一つも何か進化がないように思うんやけど。

天谷委員：質問なんんですけど、3ページの入口の「既発生水域のこいおよび上記と同居したこい」というのは、これは県内も含めてですよね。

事務局：そうです。はい。

天谷委員：そうすると、何か県外との委員会指示出しているところはあると思うんですけども、何かそことの情報交換みたいなのがあるんですか。

事務局：委員会指示ですが、基本的に福井県とほかの県、ほぼ同じ内容もしくは他県がPCR検査までやって未確認という厳格な県もあるんですけども、内容としては同じですので、その旨、官報とかで皆さん報知して、内水面漁場管理委員会連合会を通じて確認はしてございますので、そういう意味では全国一律の規制と考えてまず問題はないかと。

原田会長：これも何やらもう一遍、全国に言わんと、どこかの県から、現状を踏まえて配慮をどこかにしてくるというような、県内の何かそういうようなことを国のほうで何かしとるんやろうか。毎年、ずっとこれ同じことをこうやってしとる。

実際に駆除とか、そういうような防御を国がしとるんやろうか、コイヘルペスウイルス対策について。これもずっと全部、県に任せて、そして全部とどめて、そのままやっとるような。これ、毎年こうしてやっとるということは、進歩しとらんでのう。

事務局：キャリアを移動させることによってウイルスの拡散を防ぐことが、現状できていない、拡散させてしまう。それを防止する手立てを研究できていないところで、現状ではやはりこういった委員会指示を出し続けるしかないということです。

原田会長：コロナみたいなワクチンができとらんでのう。

田原委員：まあそういうことやね。

原田会長：な。かなり難しいな。それしゃあないな。広がること防がなだめや。  
何かほかにありませんか。

田辺委員：ちょっと疑問なんですけど、都道府県で43都道府県は委員会指示の下で発令してると。発令が茨城県、千葉県、岡山県、沖縄県でありますけど、この茨城県が利根川の大きな川があって、こういったところでこういう発令がないというのはちょっと疑問なんですけど、県としては何か。

事務局：茨城県のほうですね。もともと霞ヶ浦のほうで大量発生したとき、委員会指示以外、持続的養殖生産確保法という養殖メインの法律があるんですけども、そちらのほうで蔓延防止の対策をしていると。

コイの流通そのものは県内にとどめているということは情報収集してござります。こうした養殖生け以外のコイについては、看板とかパンフレット、ホームページで普及啓発で蔓延防止を行っているということのようです。こちら事務局のほうで聞き取りはしておりますが。

原田会長：ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

原田会長：ないようです。事務局の提案の委員会指示（案）について、このような内容で発令することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：発令手続以降の事務的な作業は事務局に一任したいと思います。これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：では、これに対して賛成の諸君の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

原田会長：挙手全員です。よって、このように答申をさせていただきます。

#### ・その他

原田会長：では、その他に移ります。その他何かありませんか。

田原委員：前回、九頭竜湖のコクチバスのことで提案というか発言したんですけど、コクチバスのさつきの出てきた委員会指示のような、私、今個人的な意見ですけど、オオクチとかブルーギルとかと違って、オオクチとかブルーギルどっちかというとあつたかい水域にいるので、ただ、それも県内いろいろなところにほとんど拡散してもう分布してるんですけど、コクチバスは冷水性のものなので、どちらかというと河川の上流とか、そういうところでしか増えてこない。今、県内だと恐らく多分九頭竜湖だけだと思うんですけど、そこで生息が確認されてて、繁殖も確認されてて、特に九頭竜川の一番上流のところでそういう箇所があると。

それが持ち出されたり、ほかの県内のところで移植放流されると、恐らくあつという間に広がっていってしまう。上流のところで、自然でダムの放流なんかで落ちていくものもあるでしょうし、そういうときに九頭竜川の中のいろんなヤマメとか、そういうものの食害とか、そういう危険性もあるので、私個人の意見としては早めにこういった何か、さつきの当然強制力はないんですけど、内水面漁場の、むしろ、そういう拡散を抑制するためにそういう形で出しておくということが大事やと思うんですけど、ほかの過去の議事録見ると以前にもそういうこの委員会で話題は上がっていて、そのときに今全国だと 13 都道府県が何かでそういう外魚の拡散防止でこういった委員会の指示という形で出してい

るんですけど、福井県では実際もそういった現状があるので、早めに出て抑制するようなことをしておかなきやだめだと思うんですけど、その辺り、委員会指示っていうのは出せないんですか。どういうプロセスが必要になってくるのか。

事務局：まず、委員会指示ですけれども、先ほど委員会指示の概要のところに法の建前としては、まずは知事の裏づけ命令が出せるような実効性のあるものではないというのが法律の建前なんです。13都道府県、私も事務局で確認しましたが、基本的には皆さん、その法の趣旨とは別に啓発目的で出しているというところが多いんです。

ただ、委員会指示に限ってお話ししますと、まず制度上、多分福井県でもしこれをやるとすると、あくまで制度上の手続のお話にとどめますが、釣り人対象になってしまいます。例えば九頭竜ダムでリリース禁止とか、そういう形でやりますと、まずはたくさんの人々に、釣り人というもの、ほぼほぼ潜在的な人口が非常に多いので、まずは個人の利益を制限するということにはなってきますので、知事命令という最後の裏づけにつながるということですので、まずはパブリックコメント等、それから遊漁者の方々についても委員会指示について協議して、要はお互い納得するようなコンセンサスをつくっていくべきかとは考えております。もし委員会指示として出すとする場合はということですね。

そうした土台があって、委員会指示としてこの場で協議していただくということにはなるかと思います。

田原委員：今まで全くそういう動きもなかったということですかね。

事務局：はい。

田原委員：もちろん、今言われたとおりで、釣り人との合意形成というか、釣り人の、要は釣りに対する行為を制限しちゃだめだということですよね。それに対して、ただ、それを釣り人のどこを特定する、対象にするんですか、その場合は。遊漁組合とかですか。

事務局：委員会指示の内容としてどう定めるか次第であるとは思うんですけども、例えば県内全域の水域とか、まず場所の指定とか、それからリリース、どういった行為を制限するかですね。

単純な移植とか持ち運びとか、そういうしたものになると既に特定外来生物法とかでもう既に定められてはございますので、よりそういうルールで定められない方法、そういうものが委員会指示の対象になってくるとは考えます。

田原委員：特に場所はもう、要は定まっていますよね。九頭竜ダムという。

僕は必要だと思ってて、そのために何かしらの動きがなくって、多分、2年前もこういう話題が上がって、そのままず一つとなってると思うんですけど、それやるやらないはどういう形で決めていくんですかね。委員会で決を採って動いていく。私の今ちょうどそのほかなんで、前回もあったんですけど、そのことに対

してはすごく必要だなと思っているので、何かしらそういった動きがないのかなというふうな。

天谷委員：以前そのお話になったときに、安達委員さんもすごく心配されてて、それで九頭竜湖にバスボートがたくさん浮かんでるということで心配されていたんですけど、まず看板すら立ってないという、委員会指示以前に、委員会指示までにまずお願ひベースから再放流をしないでくださいといった、そういう看板すら立っていないのがすごく、立てるべきじゃないかというようなことでおっしゃってたと思うんですけども。

何かいきなりだと結構時間もかかるし、パブリックコメントのこととかもあると思うんで、まずは何かお願ひです的な感じでやっていくということはできないですかね。もう内容としてはリリース、再放流しないでくださいということになると思うんですけど。

それから後も、コクチバスは昨年からサクラマス釣りの人が釣っていて、それ、中流域で実際釣れてますし、それからいろんな情報によると九頭竜川の上流でも何回も確認してるという、もう下に下りてきてるのは間違いないと思います。

前回も私はこの場で言ったんですけども、昨日、サクラマス釣りが解禁しまして、それでルアーとか、フライでコクチバスがいれば釣れるということもあるので、そのときそういった意識を持った釣り人はそれをどうするかというのを、例えば県からとか漁協から、じゃ、これは内水面総合センターに持ち込んでくださいというふうにお願いをして、それでセンターのほうでどういう捕食をしているのかという一回調べるというふうな、そういう体制だけでもあると、その釣り人全体の意識も高まってくるし、釣れたのはいいけどまた逃がすということは、どうしよう、どうしようって逃がそうかとなってくるというのは非常に何か残念なことだと思いますので、まず、その指示の前にこういうふうなことをしますよというのをやっぱり私たち興味のある人とか、関係者だけじゃなくって、福井県全体、社会全体に分かってもらう、こういう状況ですよというのをもっと分かつてもらうということがすごく大事だと思う。

小学校なんかでも外来魚に対してもともとそこの地域に住んでいた在来種が食べられてしまって、それでどんどん減ってきてる要因になっているという、そういう環境学習の教育もしてる学校たくさんあると思うんで、そういう子供たちも一緒に含めてやっていくっていう、進めていくというのもひとつ、もちろん委員会指示も大事だし、そういうふうなことも大事じゃないかなというふうに思います。

事務局：一応文書は出しております。各組合と内水面漁連と。

天谷委員：それはどこから。県から。

事務局：県から出しているんです。今月頭に文書は出しています。捕まえた場合には胃の内容物とかの確認をするので、内水面総合センターを持ってきてくださいというようなお願ひの文書は出しています。

天谷委員：ああ、そうですか。

田原委員：そのあたり漁協さんももう少し何か釣り人に、特に九頭竜川水系の漁協さん含めて。さっき言われてた、やっぱり意識の高い人は多分そこで、あ、これ、コクチだといって持っていくと思うんですけど、単純にサクラマス釣りに来てる人で興味ない人は多分釣れても何か雑魚釣れたで、恐らく多分落としちゃう人も多いと思うんで、その辺りの広め方というんですか、何かもう少し、せっかくこれだけ九頭竜川も釣り人入って、多分情報は取れると思うので、さっき言われた漁協さんに流されてるところも何かもう少し広げられないかなという気はします。

水口さん、何か植物のほうだとそんな、多分専門だと思うので。

水口委員：何か結構そういうときは研究者とか学生も交えて、ちょっととかわいらしいチラシ作って、一緒にお堅い文章だと読まないんで、一緒にチラシ挟み込んだり、近くの人に配ったりとかすぐしますね。

それぐらいは、例えば海洋の学生さんとかで絵のうまい子に描いてもらって一緒に入れてもらうとかいう働きかけはありかと思いますけど。

田原委員：以前、こっちの海洋の1年生の課題研究というので九頭竜湖のコクチバスの、それはダムの中で採捕されたものを内水面センターに少しサンプル分けてもらって、胃内容物とかそういう調査もしたことあるんですけど、これぐらいなんですね、親とかになると。そういうものが駆除でやると刺し網とかで結構物すごい数捕れてくるぐらいの現状いるので、何かその辺をうまくさっき言われたような、お堅い文章じゃない形の釣り人にも一般の人にも分かるようなコクチの広め方というか、周知してもらうやり方というのはひとつそういった工夫が必要じゃないかなと思います。多分、漁協さんに流されても、実際、漁協さんの中でどれぐらい外来魚の重要性というか、ちゃんと認知されてるかなというのもあると思うので、何かしらそういった形の。とにかく多分早く手を打つのが大事だと思うんですけども、さっき言った下にもちよばか、多分数年すると普通に釣れ出したりとかしてくると思うので、委員会指示とかそういうのはものすごく多分ハーダルのステップあると思うんですけど、内水面の県内での一番大きな火種というか、ちょっと間違ったらすごく大きな広がりになっちゃうような危険性を持っていると思うので、以前2年ぐらい前から多分そういう話題が上がってきてるもんで、何かしら動きが欲しいなと思います。

天谷委員：九頭竜川だけの問題じゃないと思うんですね、これね。九頭竜川でまかり通ると、そういうふうないろんな放流も含めて、そういう行為が例えば嶺南のほうにも広がっていくとか、ほかの水系にも広がっていくということは重々あり得ること

とで、そうやって大変な思いをしているほかの県もあると思うんで、とにかく早く手を打ったほうが私はいいと思います。

原田会長：連合会のほうでは大体各漁協に外来駆除費というのは年々持っていますから、国のはうからも来てますし、だから、三方五湖なんかで県の人が来て網仕掛けで捕ったり、そしてそれ捕ったら三方五湖の場合は町独自で、組合独自で捕ったら何ぼで買い取るとか。幾らでしたかな。1,000 やったか。

田辺委員：今、300 グラムで 100 円ですかね。

原田会長：何かそういう呼びかけをずっとしております。

連合会のほうではしょっちゅう外来魚の問題が出てます。

だけど、九頭竜湖のあれは何かやってるけど、なかなかお客様との當時それがうまくできんのやね。それが好きな人はそればっかり来てなるということで。

連合会のほうでは寄るたびにしょっちゅう環境課からそういうお話が出ていますから、予算のほうも年々増えていますし、外来魚駆除費というのは。

長いこと、嶺南のほうでは三方五湖が多いね。北川にも一時いまして、そしてため池なんかとか全部抜いて調べてもらったことがあるんですけど。

誰も放さんかったらふえやしないんですけど、放すもんで。うちも河内川ダム、一番心配してるんです。あれを県に強く求めとるんです。監視カメラ置いて入れんといつて。一番先のこの手段が一番肝腎で、もう入れてしまったらコクチバスなんて繁殖ごついですから。

そういうことで、ひとつまた進めていただきて何かいい方策を取っていただきたいと。

事務局：数年前にこの話題が出たときには、繰返しになりますけれども、取締体制とセットでないと無理だろうということで、実効性のほうはなかなか疑わしいねというところで見送った。最も委員会指示出すためにはパブリックコメントも必要ですし、あと当然利害が対立する話ですから、相手方との話し合いも必要だということで、労多い割には実効性少ないんではないかということで、そのときは見送った経緯があるんですけども、やっていくべきことはコクチバスのたくさん増殖を防ぐことですので、それは手法によらず、今いろいろ御提案のあったようなそういういった取組を 1 つずつ着実に進めていきたいなというふうに考えておりますので。

あと事務局としても案は御提示させていただこうとは思っているんですけども、ぜひ委員さんの皆様からこういったやり方がいいんじゃないかというような御助言をいただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

事務局：あわせて、内水面漁連さんと相談をまたさせていただいて、県内の状況とかも把握して進めていきたいと思っています。

田原委員：そのときは何か今の各漁協さんホームページ持っておられるので、例えばそういったところにさつき事務局から出された、そういうことを載せてもらうような、多分、釣り人はホームページか、今それこそはフィッシュパスとか、ああいうところがまず一番の入っていくところというか、一番情報を得るところなんで、そこに出すような形のようなものを入れてもらうというのが一番釣り人にも情報が入っていく場所かなと思います。

原田会長：何かほかにありませんか。

田辺委員：今、外来魚という話で、三方湖の場合はオオクチバスです。それが異常繁殖したということで、当然、各いろんな漁協さんも外来駆除に非常に苦労されているところだと思います。

オオクチバスとかブルーギルなんかは今指定されてますんで外来として駆除を今やります。それ以外に、アカミミガメが非常に増えています。これが外来駆除の対象になってないということなんで、その辺のところ私らも詳しいことは分からんんですが、相当な量が増えています。ただ、三方湖の場合は、地域で、若狭町でそういう持ち込めば金券に換えますよという町のお膳立てしていただいているんで相当な量が回収されていますが、追いつかないぐらいです。

それに関して、県のほうでアカミミガメを指定をするような動きというのは可能なのかどうか、その辺をお伺いしたいのと。

それともう 1 点、三方湖でカワウが非常に多くなっています。カワウの被害というのは相当大きい被害が懸念されています。その中で、三方湖においては保護区になっていますんで駆除ができません。何かいい方法がないかということで、野鳥の会の方やらに御相談もさせてもらったんですが、今のところは船で泳がすぐらいしかないやろうというような御意見しかもらっていない。それにもやっぱり限りがありますので、何かその三方湖の中でカワウをどうにかできるというような対策の方法、私らも何をしたらいいか分からないんですが、何か駆除できる方法がないかなというのも一緒に知恵を拝借したいと思います。

以上です。

原田会長：何かございますか。

カワウはほやけど、三方五湖は糸張ったりして、川に追い回したりはしていますか。

田辺委員：追い回しております。ただ、船で追い回すぐらいしかできんので。

原田会長：あれはもうみんな嫌でうちのほうはもう追い払って、追い払って。

田辺委員：どこか行くんやろうでね。

原田会長：そうすると、港のほうまで行ったんかもしれんで。イタチごっこやわ。  
ねぐらになって。

田辺委員：ねぐらは、野鳥の会の方に聞きますと、どこか滋賀県のほうらしいんですね。  
そっちから飛んでくると。

原田委員：コロニーやで。

田辺委員：ほんで夜はおらんのやつて。

原田会長：いや、九頭龍は山の上にコロニーがあるというけど。

田辺委員：そういうふうな話しされていた。

委員：こちらも県の水産課知つると思うんやけど、大島の冠者島。あそこがコロニーになっていると言うとった。うちも調査しとるんや。あそこを毎年見て、船で行くんですけど、そうするともう朝5時頃になってくるとだーっと100羽ほどがちょうど勢浜の裏ぐらいに降りる。ということは南川のちょうどあの辺へ降りるんやね。湯岡からあっちの辺の。

そやけど、最近、うちも糸張ったり、ドローンで追い回したり、いろんなことをやつとるもんやさかい、大分少になりました。

あれはもう全国的な外来種ですから、もう認定されましたから、国に、カワウは。北川で去年なんか40匹ほど全部領域が決まりました。全部足持ってきて、5,000円、1羽。あれはごついお金要ったけど、北川はおかげさんでおらんがになった。

田辺委員：ただ、こっちはそれができんので。

原田会長：鉄砲で撃てるところはいいけど、南川もできんのです。国道が何しとるんで、南川もできない。できないところへできないところへ集まっていくんやね。

ミドリガメのほうはまだあれなっとらんが、外来種（事務局（注）：特定外来生物）の一種に。

事務局：カメですか。カメはなってない。

指定するのはまだちょっと、縦割り行政になって非常に恐縮なんですけれども、安全環境部のほうでやる仕事なんで、うちから今できるできないコメントはできないですけど。すいません。

原田会長：カワウはもう連合会でもカワウの駆除費というのは出しますから、お金は。

田辺委員：ただ、三方湖の場合は、あそこはラムサールのあれの関係で野鳥は多分全部保護の対象になっていますので。何かそんなんしてカワウだけを特別扱いができるのかどうかというのは私には分かんない話なんで。

原田会長：あれは期間がございますけど、猟友会に頼んで撃ってもらったりします。

もうとにかく個体を減らすより方法はないですもん。シカと一緒に、追い払っておってもきりがない。

此下委員：それらの関連ですけれども、大野、それから和泉村、駆除してるんですけども、昨年3回ダムサイト、大野はしたんです。親はとっても捕れなかつたんです。で、巣というか、ヒナを捕つたんですけども、それも今会長言うように期間が

あるんですけども、それも結局無駄でした。というのは、また繁殖するんですけど。100羽近く捕ったんですけど、また増えている状態です。

田辺委員：確かにどのぐらいの被害って言われると回答できないんですけど、実際に私たちの目の前でウナギを食べたりとか、そういうのも現状に見てますので、相当な魚がやられてるんだろうなという気はしますんで、何とかその辺のところも、どういう方法がいいかというのは私たまでも全然分からぬ状態なんで、何かいい方法を知恵を貸していただきて、対策を取っていただきたいと思います。

原田会長：また、連合会のほうでもそういう話をしています。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

原田会長：ないようすと、これで閉会したいと思います。

御苦労さんでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和3年3月22日

福井県内水面漁場管理委員会

会長

議事録署名員

委員

委員